

# 農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 日EU・EPAの大枠合意に伴い必要となる国内対策については、「総合的なTPP関連政策大綱」に盛り込み、我が国の農林水産業が将来にわたり持続的発展ができるようTPP関連施策と合わせ、速やかな事業実施に努めること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さぬよう確実に確保すること。

2. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度を拡充すること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、農業者が営農意欲を失うことなく持続的に農業経営に取り組めるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備をはじめ、需要に応じた生産を可能とする情報提供など万全の支援措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施を図るため、所要の予算額を確保するとともに、加入促進を図ること。

3. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成・確保するための支援措置を充実すること。

また、農業次世代人材投資事業の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を充実すること。

- (2) 農地中間管理事業については、農地の集積・集約が推進されるよう機構

集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、「土地改良法等の一部を改正する法律」に基づく機構関連事業の早期実施に努めること。

なお、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

#### 4. 農業農村整備事業等の推進

(1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策に係る財政措置を拡充すること。

5. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

#### 6. 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 中山間地域や「水源の里」(限界集落)をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策及び財政措置を充実すること。

#### 7. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害防止総合対策については、対象事業の拡大や交付金に係る事務の円滑化など運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 安全・安心なジビエ供給体制の整備など、捕獲した野生鳥獣肉の利用拡大に係る施策を推進すること。

(3) 狩猟者の負担軽減など、捕獲の担い手の育成及び確保に必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

## 8. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

## 9. 主要農作物種子法廃止後においても、優良種子の生産・普及が引き続き可能となるよう万全の対策を講じること。

## 10. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

## 11. 森林整備の推進

(1) 林業の成長産業化を実現するため、地域の特色に応じた支援を含め、所要の制度改革を推進すること。

(2) 意欲ある担い手への集積や森林境界の明確化など、森林施業の集約化に対する支援措置を講じるとともに、間伐及び路網整備等を推進するため、森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

(3) 木材の生産・供給及び木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

(4) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

(5) 国産材利用を推進するため、CLTの普及、住宅の木材利用促進及び公共施設の木造化等に係る支援など、諸施策の充実を図ること。

また、新たな木材需要に対応するため、関連産業を支援すること。

さらに、木質バイオマスエネルギー普及拡大に係る財政措置を充実するとともに、未利用間伐材等の収集・運搬の効率化を推進すること。

(6) 水源涵養林の公益的機能を維持するため、取得目的が不明の土地取引等が行われないよう所有権の移転を制限するなど、適切な措置を講じること。

(7) 林地台帳の整備については、地域の実情を踏まえ、都市自治体があまね

く整備できるよう万全の支援を講じること。

## 12. 水産振興対策の充実強化

- (1) 各地の浜プラン策定はもとより、同プランに位置付けられた取組を着実に実施できるよう強力に支援するとともに、漁家の収入向上や経営体の育成・確保、6次産業化の推進に資する支援を充実強化すること。
- (2) 外国人労働者の水産業分野での受入れを含めた新規就業促進や技能実習制度を充実強化すること。
- (3) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への経営安定化対策を継続・強化すること。
- (4) 漁業管理制度を的確に運用するとともに、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画による水産資源管理を一層強化すること。  
また、沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の推進を図ること。
- (5) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。